

令和 4 年 12 月 7 日

令和 4 年 広島県議会 12 月 定例会議案 (その 2)

広 島 県

令和四年広島県議会十一月定例会議案目次（その二）

県第一百一号 広島県手数料条例の一部を改正する条例	一
県第一百二号 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例	二〇
県第一百三号 広島県立もみのき森林公园設置及び管理条例の一部を改正する条例	三〇
県第一百四号 工事請負契約の変更について	三八
県第一百五号 財産の減額譲渡について	四〇
県第一百六号 権利の放棄について	四二
県第一百七号 反訴の提起について	四六
県第一百八号 損害賠償の額を定めることについて	四八
県第一百九号 公の施設の指定管理者の指定について	五〇
県第一百十号 公の施設の指定管理者の指定について	五一
県第一百一号 公の施設の指定管理者の指定について	五六
県第一百十二号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	五八
県第一百十三号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	五九
県第一百十四号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	六〇
県第一百十五号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	六一
県第一百十六号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	六四
県第一百十七号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	六六
県第一百十八号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	六八
県第一百十九号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	七〇
県第一百二十号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	七一
県第一百二十一号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について	七四

県第一百二十一号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について七六

県第一百二十三号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について七八

県第一百二十四号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について八〇

県第一百二十五号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について八一

県第一百二十六号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について八四

県第一百二十七号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について八六

県第一百二十八号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について八八

県第一百二十九号 行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について九〇

県第一百三十号 当せん金付証票の発売総額について九二

県第一百三十一号 有料道路の事業内容の変更の同意について九四

県第一号議案

広島県手数料条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年十二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県手数料条例の一部を改正する条例案
広島県手数料条例の一部を改正する条例

第一条 広島県手数料条例（平成十二年広島県条例第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表 (第二条関係)	手数料の名称	別表 (第二条関係)	手数料の名称
法律名 事務の区分	金額	法律名 事務の区分	金額
都市の 法第五十三条第一項 低炭素 の規定による 建築物 新築等計画認 定申請手数料 審査	一 物新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」とい う。）とす る住宅が一戸 建ての住宅へ 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。（以下こ の項において 同じ。）の場 合、三七、 〇〇〇円 (当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し てることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 第八十一年法 ）	都市の 法第五十三条第一項 低炭素 の規定による 建築物 新築等計画認 定申請手数料 審査	一 物新築等計画 により新築又 は増築、改築 修繕若しくは 模様替若しく は空気調和設 備その他の建 築設備の設置 若しくは改修 （以下この項 において「建 築等」とい う。）とす る住宅が一戸 建ての住宅へ 外の用途に供 する部分を有 しないものに 限る。（以下こ の項において 同じ。）の場 合、三七、 〇〇〇円 (当該計画が 法第五十四条 第一項各号の 基準に適合し てることに ついての規則 で定める者の 審査（以下「 適合審査」と いう。）又は 住宅の品質確 保の促進等に 関する法律（ 平成十一年法 第八十一年法 ）

又は住宅性(適合審査)四一二三〇〇〇円	の戸を超えた場合は、 一〇〇戸以内のもの 八七〇〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 三〇五〇戸の 以内のもの 四九〇〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 二一三〇戸の 以内のもの 六〇〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 二五戸を超えた 以内のもの 四九〇〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 一〇戸を超えた 以内のもの 一七〇〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 一〇戸を超えた 以内のもの 一〇五〇円	住戸数が (適合審査)一〇〇〇円	内の中の 一〇戸を超えた 以内のもの 七五〇〇円
---------------------	----------------------------------	---------------------	----------------------------------	---------------------	---------------------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------------	-----------------------------------	---------------------	-----------------------------------

○円)	又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ 能評価を受け た場合は、 八七、○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	
6	住戸数が 三〇五、○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	5	住戸数が 二五〇戸を超 え二五〇戸以 内のもの 二一三、○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)	4	住戸数が 一〇戸を超 え二五戸以 内のもの 一四八、○○○○ (適合審査円 又は住宅性 能評価を受 けた場合は、 八七、○○○○ ○円)

法第五十五条第一項 の規定による低炭素 建築物新築等計画の 変更の認定の申請に 対する審査	(略)	

宅の場合

一八、五〇〇円

(適合審査又は住宅性能評価を受けた場

合に九五〇〇円)

〇四) ては九五〇〇円に適合してい
る場合にあつては九五〇〇円、
二五〇〇円は住宅性能評価を受けた場

合にあつては

〇四)

宅の場合
一八、五〇〇円
(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合
は「一、五〇〇円」〇〇円)

二 低炭素建築物新築等計画
を変更しようとする住宅が
一に掲げる住

にあつては、当該住宅に係る変更の認定
を受けようとすると、
する住戸数の1から9まで
に掲げる区分に応じ当該区分に定める額。

ただし、三に掲げる建築物
に係る変更の認定を併せて受けようとす

る場合は、手数料を徴収し

ない。

一戸のもの
1 戸数が
2 戸数が
3 戸数が

1 戸のもの
1 戸数が
2 戸数が
3 戸数が

(適合審査又は住宅性能評価を受けた場合
は「一、五〇〇円」〇〇円)

1	一戸のもの （略）	五〇〇円	能評価を受けた場合は、又は住宅性（適合審査）によるもの	三二七、 五〇〇円
2	一戸を超えるもの （略）	五〇〇円	能評価を受けた場合は、又は住宅性（適合審査）によるもの	三二七、 五〇〇円
3	一戸を超えるもの （略）	五〇〇円	能評価を受けた場合は、又は住宅性（適合審査）によるもの	三二七、 五〇〇円
4	一戸を超えるもの （略）	五〇〇円	能評価を受けた場合は、又は住宅性（適合審査）によるもの	三二七、 五〇〇円

○(適合審査を受けた場合は、又は住宅性評価を受ける場合、○円)

「法」の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定の申請手数料		(略)	(略)	10 ○○○円 (略)	9 ○○○円 (略)	五〇〇円 （適合審査基準に適合している場合）	二七〇、 五〇〇円 （適合審査基準に適合していない場合）	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超える場合）	二七〇、 五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸以内のものも）
「法」の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定の申請手数料		(略)	(略)	10 ○○○円 (略)	9 ○○○円 (略)	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （適合審査基準に適合している場合）	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸以内のものも）
「法」の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定の申請手数料		(略)	(略)	10 ○○○円 (略)	9 ○○○円 (略)	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （適合審査基準に適合している場合）	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸以内のものも）
「法」の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定の申請手数料		(略)	(略)	10 ○○○円 (略)	9 ○○○円 (略)	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （適合審査基準に適合している場合）	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸以内のものも）
令第十条第 五、〇〇〇円 にあつては 出する場 合を提 出する う。」と いふ場合 における 「法」の規 則で定め ることによ り、第五条第 三十六、〇〇〇円 （当該計 画が第五 条第一項 の基準に適 合してい ることにつ いての規則 で定める図 書）とし ては、「誘 導基準適 合」とい う。	「法」の規定による建築物のエネルギー消費性能の向上計画の認定の申請手数料		(略)	10 ○○○円 (略)	9 ○○○円 (略)	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （適合審査基準に適合している場合）	五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸を超えるものも）	二七〇、 五〇〇円 （住宅性を有する戸数が二〇〇戸以内のものも）

二号イ(2)の基及
 び口(2)の基
 準(以下一
 誘導仕様基
 準)といふ。
 に適合し
 てある場合
 合を除く。
 以下この項
 において同
 じ。)にあ
 つては「八
 ○○○円(2
 ○床面積の
 ○合計が二〇
 ○平方メー
 ツル以上
 のもの、
 ○四〇、
 ○○○円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつて
 る場合にあ
 つては「五
 ○仕様基準
 ○○円(2
 ○○○円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつて
 る場合にあ
 つては「二
 ○○○円)

2 床面積の
 ○合計が二〇
 ○平方メー
 ツル以上
 のもの、
 ○四〇、
 ○○○円
 (誘導基準
 提出する場
 合は「五、
 ○○○円(2

1 建築物エネ
 ルギー消費性
 能向上計画に
 提出する場
 合は「五、
 ○○○円(2
 ○床面積の
 ○合計が二〇
 ○平方メー
 ツル以上
 のもの、
 ○四〇、
 ○○○円
 (誘導基準
 提出する場
 合にあつては
 ようとする場
 ようとする建
 築物が一に括
 ゲる建築物以
 外の部分のみ
 戸の部分のみ
 の認定を受け
 ける認定を受
 けようとする場
 げる建築物に
 じ当該区分に
 の合計の1か
 ら4までに掲
 げる建築物に
 関する認定を
 併せて受けよ
 うとする場合
 徴収しない。
 手数料を
 住戸の床
 面積の合計
 方が三〇〇平
 方メートル未
 満のもの

非住宅部分の 認定を受ける うとする場	当該建築物に あつては、 うとする建 築物が、一 に掲 げる建 築物に よるとし て新築等し くする場	外の場 合にあつ ては、 うとする 建 築物に よるとし て新築等し くする場	の認定を受 けた場合に あつては、 うとする建 築物に よるとし て新築等し くする場	三 合は、八五 〇〇〇円	4 合は、四八 〇〇〇円	3 合は、二〇 〇〇〇円	2 合は、一〇 〇〇〇円
非住宅部分の 認定を受ける うとする場	当該建築物に あつては、 うとする建 築物が、一 に掲 げる建 築物に よるとし て新築等し くする場	外の場 合にあつ ては、 うとする 建 築物に よるとし て新築等し くする場	の認定を受 けた場合に あつては、 うとする建 築物に よるとし て新築等し くする場	三 合は、八五 〇〇〇円	4 合は、四八 〇〇〇円	3 合は、二〇 〇〇〇円	2 合は、一〇 〇〇〇円

建築の住宅	〇円、一七、	は合	提適合図書を	提出する場	にあつて同	じににおいて同	じににおいて同	に合を除く。	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	る場合は、手	受けよう。	額。ただし、	に掲げる建	物に関する規	分に定める	の1から7ま
モダル建築物	〇円、非	宅	提適合図書を	提出する場	にあつて同	じににおいて同	じににおいて同	に合を除く。	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	る場合は、手	受けよう。	額。ただし、	に掲げる建	物に関する規	分に定める	の1から7ま
誘導建築物	〇円、	提適合図書を	提出する場	にあつて同	じににおいて同	じににおいて同	に合を除く。	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	る場合は、手	受けよう。	額。ただし、	に掲げる建	物に関する規	分に定める	の1から7ま	
建築の住宅	〇円、一七、	は合	提適合図書を	提出する場	にあつて同	じににおいて同	じににおいて同	に合を除く。	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	てする場合	る場合は、手	受けよう。	額。ただし、	に掲げる建	物に関する規	分に定める	の1から7ま

3)	準に適合している場合にあつては	二七、〇〇円)
4)	提出する場合は二八、〇〇円、非住宅部の合計が一、〇〇平	メートル以
5)	提出する場合は二五、〇〇円、非住宅部の合計が二、〇〇平	メートル以
	上五、〇〇メートル未満のもの三九〇、〇〇円	メートル以
	上二〇、〇〇円	メートル以
	上一〇、〇〇円	メートル以
	六八六、〇〇円	メートル未満のもの六八六、〇〇円

(誘導基準) 分の床面積の合計が五メートル未満の場合は二五〇、〇〇円

(誘導基準) 分の床面積の合計が五メートル未満の場合は二五〇、〇〇円

三
 法第三項各号に掲げる事項を記載し、エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の第三項各号に該当する場合においては、(略)の規定による。
 1. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 2. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 3. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 4. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 5. 提出する場合は、(誘導基準)による。

五
 法第三項各号に掲げる事項を記載し、エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の第三項各号に該当する場合においては、(略)の規定による。
 1. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 2. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 3. 提出する場合は、(誘導基準)による。
 4. 提出する場合は、(誘導基準)による。

法第三十六条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定 の申請に対する審査		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物エネルギー消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	建築物エネルギー 消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	1 合計が二〇〇 円	2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	省令第十一条 第二号イ(2)の 基準適合図書を 提出する場合に あつては、二、五〇 円	一八、 〇〇〇円	る建築物一棟 ごとに一及び 二に掲げる区 分に応じ当該 区分に定めた 額を合算した	一 合計が二〇〇 円	一 合計が二〇〇 円
2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円

法第三十六条第一項 の規定による建築物 エネルギー消費性能 向上計画の変更の認定 の申請に対する審査		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物エネルギー 消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	建築物エネルギー 消費性能 向上計画変更 認定申請手数料	1 合計が二〇〇 円	2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	省令第十一条 第二号イ(2)の 基準適合図書を 提出する場合に あつては、二、五〇 円	一八、 〇〇〇円	る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 めた額を合算 した額	一 合計が二〇〇 円	一 合計が二〇〇 円
2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円

合 で 住戸の部 一に掲げる建 築物以外の場 合にかかる建 築物が 変更しようと する建築物が 能向上計画を 提出する場 合は、二、五〇〇 円		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 提出する場 合は、二、五〇〇 円	建築物エネ ルギー消費性 能向上計画を 提出する場 合は、二、五〇〇 円	1 合計が二〇〇 円	2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	省令第十一条 第二号イ(2)の 基準適合図書を 提出する場合に あつては、二、五〇 円	一八、 〇〇〇円	る建築物一棟 ごとに一から 四までに掲げ る区分に応じ 当該区分に定 めた額を合算 した額	一 合計が二〇〇 円	一 合計が二〇〇 円
2 床面積の 合計が二〇 メートル以上 のもの	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円	一 九、 〇〇〇円

1 ない。住戸の床面積の合計が三〇〇平メートル未満のもの。(誘導基準)	2 合は、五〇〇円(誘導基準)	3 合は、一〇〇円(誘導基準)	4 合は、二四〇〇円(誘導基準)
方メートル以上五〇〇平方メートル未満のもの。	方メートル以上二〇〇平方メートル未満のもの。	方メートル以上五〇〇平方メートル未満のもの。	方メートル以上五〇〇平方メートル未満のもの。

三
トル以上のもの
一四九、
〇〇〇円
(誘導基準)
適合図書を
提出する場
合は四一
五〇〇円
建築物エネ

ルギー消費性
能向上計画を
変更しようと
する建築物が
一に掲げる建
築物以外の場
合で非住宅部
分のみの認定
を受けようと
する場合にあ
つては、当該
建築物に係る
変更の認定を
受けようとす
る場合は、當該
区分に応じ当
る非住宅部分
の床面積の合
計の1から7
までに掲げる
区分に応じ當
る非住宅部分
の床面積の合
計は五〇〇円
の合計が三
つのもの
のうち未満
手数料を徴収
と/orする場合
は受けよう
せて受けよう
とする場合は
手数料を徴収
しない。
1. 非住宅部
分の床面積
の合計が三
つのもの
のうち未満
手数料を徴収
しない。

2. 非住宅部
分の床面積
の合計が三
〇〇平メ
円)

に適合して
いる場合に
あつては四
六〇〇〇〇
〇〇平メ
円)

モーデル建
築物誘導基
準適合図書を
提出する場
合にあつて
は五〇〇〇〇
〇〇平メ
円)

宅建築物の
建物誘導基
準適合図書を
提出する場
合にあつて
は五〇〇〇〇
〇〇平メ
円)

酒架の住宅	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて
に適合し	モ	宅建	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて	酒架の住	○は合	提適合図書	○にあつて
基	建	物、非	五、四、二、五	五、七、八、	二、七、	も	ト、上、メ、	シ、の分、	〇、七、	に、	酒架の住	〇、一、四、	提適合図書	〇、九、五、	ト、ニ、	ビ、ハ、	一、五、一、	提適合図書	〇、〇、〇、
											宅建	モ	宅建	モ	宅建	モ	宅建	モ	宅建
										物、非	デル	建	デル	建	デル	建	デル	建	デル
										物、非	建								
										建	物、非								
										部	部	部	部	部	部	部	部	部	部
										ト、未、滿、の、									
										メ、ト、ル、									
										平、方、									
										メ、ト、ル、									
										以上、									

4)

3)

合にあつて 提出する場 合にあつて	(説導基準) 五〇〇円	のル以上のも のル以上のも のル以上のも	四六二、 五〇〇	分の床面積 の合計が二 の合計が二	非住宅部 のモデル建 築物誘導基 準に適合し てている場合 にあつては	提出する場 合にあつて は八五、〇 〇〇円、非 〇〇円、非 〇〇円、非	メートル未 メートル未 メートル未	四〇五、 〇〇〇円 〇〇〇円 〇〇〇円	分の床面積 の合計が一 〇〇〇平方 メートル未	〇〇〇円 〇〇〇円 〇〇〇円	非住宅部 のモデル建 築物誘導基 準に適合し てている場合 にあつては	六三、五 一六三、五 一六三、五	5 にあつては 一二五、〇 〇〇円)
-------------------------	----------------	----------------------------	-------------	-------------------------	--	--	-------------------------	------------------------------	----------------------------------	----------------------	--	------------------------	------------------------------

は一〇六、五〇〇円、非住宅建築物のモルタル建築物誘導基準に適合している場合にあつては「二三〇、五〇〇円」。建築物エネルギー消費性能向上計画を変更しようとする建築物が本体の認定を受ける場合にあっては、当該建築物の住宅部分又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部を改正する省令（令和四年経済産業・国土交通省令第一号）附則第二項若しくは第六項の規定によりなされたる省令（令和四年経済産業・国土交通省令第三項第二号）に規定する場合にあつては、住戸の部分のみの床面積（基本床面積）の合計額により認定を受けようとする場合にあつては、住戸の部分のみの床面積（基本床面積）の合計額による改正前の基準省令第四条第三項第二号に規定する評価数値による評価を受けた部分を分に定める額を含む。）の区分に応じ当該区分に定める額を、当該建築物の非住宅部

1	住宅部分の床面積の合計が三〇メートル未満のもの	○円
2	住宅部分の床面積の合計が三〇メートル以上一七メートル未満のもの	五〇〇円
3	住宅部分の床面積の合計が二、メートル以上五、メートル未満のもの	〇〇〇円
（誘導基準）	（誘導基準）	（誘導基準）
適合図書を提出する場合にあつては三〇メートル未満のもの	（誘導基準）	（誘導基準）
（誘導基準）	（誘導基準）	（誘導基準）

1	住宅部分の床面積の合計が三〇メートル未満のもの	○円
2	住宅部分の床面積の合計が三〇メートル以上二、メートル未満のもの	五〇〇円
3	住宅部分の床面積の合計が二、メートル以上五、メートル未満のもの	〇〇〇円
（誘導基準）	（誘導基準）	（誘導基準）
適合図書を提出する場合にあつては三〇メートル未満のもの	（誘導基準）	（誘導基準）
（誘導基準）	（誘導基準）	（誘導基準）

(施行期日)
附 則

		別表(第一条関係)		改正後		改正前	
	法律名	事務の区分	手数料の名称	金額	法律名	事務の区分	手数料の名称
法第二十条第一項第 四号に規定する一般 旅券の渡航先の追加 の場合は、(略)	旅券法 (昭和二十六年法律 第百七十九号。以下この い法に規定する。)と いう。	一般旅券の発給 手数料	一般旅券の発 手数料	一、二〇〇円	旅券法 (昭和二十六年法律 第百七十九号。以下この い法に規定する。)と いう。	一般旅券の発給 手数料	一般旅券の発 手数料
六、〇〇〇円	六、〇〇〇円	合計	合計	二、〇〇〇円	旅券法 (昭和二十六年法律 第百七十九号。以下この い法に規定する。)と いう。	一般旅券の発給 手数料	一般旅券の発 手数料
料 証欄増補手数 の査	法第二十条第一項第 五号に規定する一般 旅券の渡航先の追加 の場合は、(略)	一般旅券の査 証欄増補手数 料	一般旅券の査 証欄増補手数 料	一、二〇〇〇円	旅券法 (昭和二十六年法律 第百七十九号。以下この い法に規定する。)と いう。	一般旅券の査 証欄増補手数 料	一般旅券の査 証欄増補手数 料
五〇〇円	六、〇〇〇円	合計	合計	二、〇〇〇円	旅券法 (昭和二十六年法律 第百七十九号。以下この い法に規定する。)と いう。	一般旅券の査 証欄増補手数 料	一般旅券の査 証欄増補手数 料

第一条 広島県手数料条例の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

十四条第三項各号に掲
げる事項を記載しよう
とする場合にあっては、
当該記載に

十四条第三項各号に掲
げる事項を記載しよう
とする場合にあっては、
当該記載に

一棟ごとに

一棟ごとに

記載しよう

記載しよう

とする場合に

とする場合に

にあっては、
当該記載に

にあっては、
当該記載に

一棟ごとに

一棟ごとに

記載しよう

記載しよう

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 令和五年三月二十七日
(経過措置)

2 前項第二号に規定する日前にされた一般旅券の発給の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(提案理由)

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴う低炭素建築物新築等
計画認定申請手数料等の新設など必要な改正を行うため、この条例案を提出する。

県第一百一号議案

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年十一月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 の一部を改正する条例案 広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例 の一部を改正する条例

広島県の事務を市町が処理する特例を定める条例（平成十一年広島県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

	改 正 後		改 正 前
第二条 (略) 事務		第一条 (略) 事務	
九の七 (略)	九の七 (略)	九の七 (略)	九の七 (略)
(1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。)(2)から(7)までにおいて同じ。)(略)	(1) 法第三条第二項ただし書の規定による申請者の身分上の事実確認（法第四条の二ただし書の規定により外務大臣が特に必要があると認める場合、法第五条第三項に規定する指定地域へ渡航しようとする者若しくは法第十三条第一項各号のいずれかに該当する者が申請者である場合又は緊急の必要がある場合であつて別に規則で定める場合を除く。)(2)から(5)までにおいて同じ。)(略)	(3) 法第八条第一項（法第十一条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求	(3) 法第三条第五項の規定による現有旅券の確認
(4) 法第八条第一項（法第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭の要求	(4) 法第八条第二項若しくは第三項後段又は法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理	(5) 法第八条第二項の規定による出頭の免除	(4) 法第八条第二項の規定によ

(7) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び紛失又は消失の事実の確認並びに確認のための書類の提示又は提出の要求

(5) 法第十七条第三項の規定による届出者の確認及び確認のための書類の提示又は提出の要求

(6) 法第十九条第五項の規定による返納旅券の受理

(2)(1) 法第八条第一項（法第十条第四項において準用する場合を含む。）の規定による出頭者への一般旅券の交付

(3) 法第八条第三項の規定による適当な方法による一般旅券の交付

(2)(1) 法第八条第一項（法第十条第四項及び法第十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定による出頭者への一般旅券の交付

(3) 法第八条第二項の規定による適当な方法による一般旅券の交付

(4) 法第十二条第一項の規定による一般旅券の査証欄の増補申請の受理

(5) (略)

第三条 （略） 事務	市町	第三条 （略） 事務	市町
（旅券法関係） 七の二 （略） （旅券法関係） 七の二 （略） （旅券法関係） 七の二 （略） （旅券法関係） 七の二 （略）	（略）	（略）	（略）

この条例は、令和五年三月二十七日から施行する。

附 則

(提案理由)

知事の権限に属する事務の一部を市町が処理する特例の対象となる事務の範囲等を追加するなどのため、この条例案を提出する。

県第百三号議案

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

令和四年十二月七日

広島県知事 湯崎英彦

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一
部を改正する条例案

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例の一
部を改正する条例

広島県立もみのき森林公園設置及び管理条例（昭和五十九年広島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

				改 正 後		改 正 前	
				(位置等) (略)		(位置等) (略)	
				種類	利用時間	利用時間等	種類
				(略)	(略)	(略)	(略)
				体育館	(略)	(略)	体育館
				テニスコート	(略)	(略)	テニスコート
				八時まで	八時から	八時から	八時まで
				別表第一（第五条関係）		別表第一（第五条関係）	
				種類	利用時間	利用時間等	種類
				(略)	(略)	(略)	(略)
				常設テンント	翌日の一四時まで	一四時から翌日の一四時まで	常設テンント
				フアイヤー	二二時まで	二二時から	フアイヤー
				テントサーカー	八時まで	八時から	テントサーカー
				ルート	八時まで	八時から	ルート
				運動広場	九時から	九時から	運動広場
				野外ステージ	九時から	九時から	野外ステージ

る。

(略)									
(略)									
(略)									
(略)									
(略)									

別表第一（第九条関係）

場 バ ーベ キュー 広	アスレチックコ ースト	オ ヤン ブ 場	トキ ヤン ブ 場	自 転 車	ロープ 塔	キ ャン ブ用具	サイ ク リ ン グロ ード	(略)	一時 ま で
七時まで	九時から	七時まで	一四時から	九時から	八時三〇分	一四時から	一四時から	(略)	一時まで
七時まで	九時から	七時まで	一四時から	九時から	八時三〇分	一四時から	一四時から	(略)	一時まで
七時まで	九時から	七時まで	一四時から	九時から	八時三〇分	一四時から	一四時から	(略)	一時まで
七時まで	九時から	七時まで	一四時から	九時から	八時三〇分	一四時から	一四時から	(略)	一時まで
七時まで	九時から	七時まで	一四時から	九時から	八時三〇分	一四時から	一四時から	(略)	一時まで

別表第二（第九条関係）

備考 (略)	芝生の広場及び駐車場	アスレチックコー ス	区分 二 (略)	備考 (略)	芝生 広場及び駐車場 (略) (略)	芝生 広場及び駐車場 (略) (略)							

備考 (略)	芝生の広場及び駐車場	パークィュー広場	ブ ラ ン ト キ ー ア ス レ チ ッ ク コ ー	区分 二 (略)	備考 (略)	芝生 広場及び駐車場 (略) (略)	野 外 ス テ ー ジ	運動広場						
								全面	一時間ま で	一時間ま で	一時間ま で	一時間ま で	一時間ま で	一時間ま で
								四分割(一 四分の二) 合	一日	一日	一日	一日	一日	一日
								四分割(二 四分の一) 有料で入場料 する場合	四時間ま で	九、一〇 〇円以内	二、四〇 〇円以内	三九〇円以内	七七〇円以内	九、一〇 〇円以内

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(提案理由)

広島県立もみのき森林公园について、利用料金制の対象となる施設の範囲を見直すこと等により、民間事業者の投資と創意工夫による公園の魅力向上を図るため、この条例案を提出する。

県第百四号議案

工事請負契約の変更について

令和二年県第百三号議案により契約を締結することについて議決を得た県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約の請負金額を次のように変更することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

次の表の変更前の欄に掲げる事項を同表の変更後の欄に掲げる事項に傍線で示すように変更する。

	変更後	変更前
一・二 （略）	二、五六八、七二一、三〇〇	一・二 （略）
三 請負金額 円		三 請負金額 円
四・五 （略）	四・五 （略）	四六九、五〇〇、〇〇〇

(提案理由)

令和二年県第百三号議案により契約を締結することについて議決を得た県立障害者リハビリテーションセンターわかば療育園外五棟新築その他工事の請負契約については、労務単価等の変動に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要が生じたので、県議会の議決を求める。

県第百五号議案

財産の減額譲渡について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第六号の規定により、次のとおり財産を減額して譲渡することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 財産の表示	在	広島市佐伯区五日市港一丁目一番三
	種	土地
	地	雜種地
二 面積	積	一〇〇、〇一〇・〇七平方メートル
二 講渡価格	格	三、七八〇、三八〇、六四六円
三 相手方	方	東京都千代田区丸の内一丁目八番三号 カルビー株式会社

(提案理由)

工業用地として造成した県有財産を、カルビー株式会社に減額して譲渡するため、県議会の議決を求める。

県第一百六号議案

権利の放棄について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、次のとおり権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

- 一 放棄する権利
消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徴収の見込みのない債権
- 二 放棄する権利の表示

区 分	調定年度	債 権 額
母子福祉資金貸付元利金	平成五年度	一〇五、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成六年度	一四八、〇〇〇円
県営住宅使用料	平成七年度	一四八、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成八年度	一四八、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成九年度	一四八、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一〇年度	一四八、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一一年度	一四八、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一二年度	七四、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一四年度	四八、四〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一五年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一六年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一七年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一八年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一九年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成二〇年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成二一年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成二二年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成二三年度	一〇〇、八〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	平成一八年度	一七九、四〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	昭和五五年度	五一、〇〇〇円
母子福祉資金貸付戻入金	昭和五九年度	平成一八年度

県立病院使用料及び手数料		昭和六〇年度	一七一、二一〇〇円
平成二〇年度	六四、〇八〇円	昭和六一年度	一一、四〇〇円
平成二一年度	四、六四〇円	昭和六二年度	三〇、九〇〇円
平成二二年度	八、四三〇円	昭和六三年度	二一、二一〇〇円
平成二三年度	五七七、五六〇円	平成元年度	二二、一〇〇円
平成二四年度	二三五、四二〇円	平成二年度	一九一、一一〇円
平成二五年度	一三八、三六〇円	平成三年度	二三二、八〇〇円
平成二六年度	一一九、三〇〇円	平成四年度	四〇四、一〇〇円
平成二七年度	一六〇、八〇〇円	平成五年度	二三〇、八〇〇円
平成二八年度	三六六、八〇〇円	平成六年度	二二七、四〇〇円
平成二九年度	五一〇、一〇〇円	平成七年度	一三二、一九〇円
平成一〇年度	三五七、一〇六円	平成八年度	四八七、四二〇円
平成一一年度	二二六、七〇〇円	平成九年度	五八七、三一〇円
平成一二年度	五一、八〇〇円	平成一〇年度	五八七、三〇〇円
平成一一年度	七八一、三〇〇円	平成一一年度	五八七、七七二円
平成一四年度	一八三、七七〇円	平成一二年度	一六〇、二〇〇円
平成一五年度	五二〇、一〇〇円	平成一〇年度	三九七、三〇〇円
平成一六年度	三五七、一〇六円	平成九年度	四八七、一〇〇円
平成一七年度	二二六、七〇〇円	平成八年度	二二七、一九〇円
平成一八年度	五一〇、一〇〇円	平成七年度	一三二、一九〇円
平成一九年年度	一六〇、八〇〇円	平成六年度	二三〇、八〇〇円
平成二〇年度	一一九、三〇〇円	平成五年度	二二七、四〇〇円
平成二一年度	一六〇、八〇〇円	平成四年度	四〇四、一〇〇円
平成二二年度	三六六、八〇〇円	平成三年度	二三二、八〇〇円
平成二三年度	五一〇、一〇〇円	平成二年度	一九一、一一〇円
平成二四年度	二三五、四二〇円	平成一年度	二二、一〇〇円
平成二五年度	一三八、三六〇円	昭和六〇年度	一七一、二一〇〇円

高等学校授業料	平成二十六年度	平成二十七年度	平成二十八年度	平成二十九年度	平成三十一年度
平成二一年度	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円
平成二〇年度	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円	一一、六九〇円
五九、四〇〇円	二九、七〇〇円	八、九六四円	六〇、七四〇円	五九、四二〇円	二〇四、九四〇円

(提案理由)

税外債権の徵収整理を効率的に進めるため、消滅時効の完成、債務者の免責決定の確定等により今後徵収の見込みのない債権に関し、権利を放棄することについて、県議会の議決を求める。

県第百七号議案

反訴の提起について

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十二号の規定により、次のとおり反訴を提起することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 相手方

二 反訴の趣旨

広島地方裁判所令和四年(リ)第九七一号損害賠償請求事件につき、相手方が広島県に対し、交通事故による損害賠償金七十七万八千円及び令和四年二月十三日から支払済みに至るまで年三分の割合による金員を支払わなければならない旨の判決を求める。

三 管轄裁判所

広島地方裁判所

(提案理由)

令和四年七月二十六日に提起された原告 [] と被告広島県の間の広島地方裁判所令和四年(ひ)第九七一号損害賠償請求事件において、広島県に生じたパトカーの損害について、裁判による一体的な解決を図る必要があるため、反訴の提起について、県議会の議決を求める。

県第百八号議案

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十三号の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて、県議会の議決を求める。

令和四年十二月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

一 損害賠償額 一七、九一三、四一〇円

二 債権者 世羅郡世羅町

(提案理由)

令和四年五月十九日に発生した施設管理の瑕疵による事故に伴う損害賠償の額を定める
ことについて、県議会の議決を求める。

県第百九号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県民文化センターの指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

- 一 公の施設の名称
広島県民文化センター
- 二 指定管理者となる団体の名称
広島市中区橋本町五番一一号
株式会社 RCC 文化センター
- 三 指定の期間
令和五年四月一日から
令和十年三月三十一日まで

(提案理由)

広島県民文化センターの指定管理者を指定することについて、地方自治法第一百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり広島県立もみのき森林公园の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

- 一 公の施設の名称
広島県立もみのき森林公园
- 二 指定管理者となる団体の名称
広島市中区大手町五丁目三番一二号
- 株式会社 第一ビルサービス

東京都目黒区中目黒三丁目三番二号

株式会社 Recamp

東京都豊島区南池袋一丁目一六番一五号

株式会社 ステップアウト

三 指定の期間

令和六年四月一日から

令和二十一年三月三十日まで

(提案理由)

広島県立もみのき森林公園の指定管理者を指定することについて、地方自治法第二百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

公の施設の指定管理者の指定について

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定により、次のとおり牛小屋高原公園施設の指定管理者を指定することについて、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

- 一 公の施設の名称
牛小屋高原公園施設
- 二 指定管理者となる団体の名称
山県郡安芸太田町大字横川七四〇番地一
株式会社 恐羅漢
- 三 指定の期間
令和五年四月一日から
令和十年三月三十一日まで

(提案理由)

牛小屋高原公園施設の指定管理者を指定することについて、地方自治法第一百四十四条の二第六項の規定により、県議会の議決を求める。

県第百十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のよう改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 竹原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（竹原市情報公開条例（平成十一年竹原市条例第十五号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 竹原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（竹原市情報公開条例（平成十一年竹原市条例第十五号）及び竹原市個人情報保護条例（平成十六年竹原市条例第三号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

竹原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十三号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

三原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 三原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（三原市情報公開条例（平成十七年三原市条例第十二号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 三原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（三原市情報公開条例（平成十七年三原市条例第十二号）及び三原市個人情報保護条例（平成十七年三原市条例第十三号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

三原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことに関する協議について、県議会の議決を求める。

県第百十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

府中市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 府中市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び府中市情報公開条例（平成十一年府中市条例第十六号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 府中市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中市個人情報保護条例（平成七年府中市条例第十七号）及び府中市情報公開条例（平成十一年府中市条例第十六号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

府中市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

庄原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第一条 庄原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（庄原市情報公開条例（平成十七年庄原市条例第十五号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第一条 庄原市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（庄原市情報公開条例（平成十七年庄原市条例第十五号）及び庄原市個人情報保護条例（平成十七年庄原市条例第十六号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

庄原市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十六号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 大竹市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大竹市情報公開条例（平成十一年大竹市条例第二十一号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 大竹市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（大竹市情報公開条例（平成十一年大竹市条例第二十一号）及び大竹市個人情報保護条例（平成十六年大竹市条例第十三号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

大竹市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十七号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に
関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規
定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 東広島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び東広島市情報公開条例（平成十五年東広島市条例第三十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 東広島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（東広島市個人情報保護条例（平成十三年東広島市条例第六号）及び東広島市情報公開条例（平成十五年東広島市条例第三十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

東広島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する」とに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十八号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に
関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規
定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二
十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように
改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成十二年条例第一号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 廿日市市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（廿日市市情報公開条例（平成十二年条例第一号）及び廿日市市個人情報保護条例（平成十二年条例第二十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

廿日市市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百十九号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸高田市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（安芸高田市情報公開条例（平成十六年安芸高田市条例第十四号）、安芸高田市個人情報保護条例（平成十六年安芸高田市条例第十五号）及び安芸高田市公文書等の管理に関する条例（平成二十三年安芸高田市条例第四十五号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

安芸高田市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する」とに関し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百一十号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に
関し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第
二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規
定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二
十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう
に改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 江田島市（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（江田島市情報公開条例（平成十七年江田島市条例第七号）及び江田島市個人情報保護条例（平成十七年江田島市条例第八号）に基づく处分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

江田島市と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する」とに關し、同市と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第一百一十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（昭和五十八年府中町条例第十号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 府中町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（府中町情報公開条例（昭和五十八年府中町条例第十号）及び府中町個人情報保護条例（平成十五年府中町条例第五号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

府中町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことに関し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百二十一号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

海田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 海田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（海田町情報公開条例（平成十七年海田町条例第五号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 海田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（海田町情報公開条例（平成十七年海田町条例第五号）及び海田町個人情報保護条例（平成十七年海田町条例第六号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

海田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことに関する協議について、県議会の議決を求める。

県第百二十三号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 熊野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（熊野町情報公開条例（平成十三年熊野町条例第三号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るものを除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 熊野町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（熊野町情報公開条例（平成十三年熊野町条例第三号）及び熊野町個人情報保護条例（平成十七年熊野町条例第十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

熊野町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第二百二十四号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び坂町特定個人情報保護条例（平成二十七年坂町条例第二十三号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 坂町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（坂町情報公開条例（平成十六年坂町条例第十二号）、坂町個人情報保護条例（平成十七年坂町条例第七号）及び坂町特定個人情報保護条例（平成二十七年坂町条例第二十三号）に基づく处分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

坂町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する」とに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第一百一十五号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸太田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（安芸太田町情報公開条例（平成十六年安芸太田町条例第八号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 安芸太田町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（安芸太田町情報公開条例（平成十六年安芸太田町条例第八号）及び安芸太田町個人情報保護条例（平成十六年安芸太田町条例第九号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

安芸太田町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百二十六号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯 崎 英 彦

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 北広島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（北広島町情報公開条例（平成十七年北広島町条例第十二号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 北広島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（北広島町情報公開条例（平成十七年北広島町条例第十二号）及び北広島町個人情報保護条例（平成十七年北広島町条例第十二号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

北広島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百二十七号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第一条 大崎上島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（大崎上島町情報公開条例（平成十五年大崎上島町条例第九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>(委託事務の範囲)</p> <p>第一条 大崎上島町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を處理する事務（大崎上島町情報公開条例（平成十五年大崎上島町条例第九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく処分に係るもの）を除く。（以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

大崎上島町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第一百二十八号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 世羅町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（世羅町情報公開条例（平成十六年世羅町条例第九号）及び個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 世羅町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（世羅町情報公開条例（平成十六年世羅町条例第九号）及び世羅町個人情報保護条例（平成十六年世羅町条例第十号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

世羅町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更する
ことについて、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第百二十九号議案

行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更の協議について

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約の変更に關し、次により協議を行うことについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第一百五十二条の二の二第三項本文の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約（平成二十八年四月一日施行）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 神石高原町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び神石高原町情報公開条例（平成十六年神石高原町条例第十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>	<p>（委託事務の範囲）</p> <p>第一条 神石高原町（以下「甲」という。）は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の規定により同法第八十一条第一項の機関の権限に属させられた事項を処理する事務（神石高原町個人情報保護条例（平成十六年神石高原町条例第十号）及び神石高原町情報公開条例（平成十六年神石高原町条例第十一号）に基づく处分に係るもの）を除く。以下「委託事務」という。）を広島県（以下「乙」という。）に委託する。</p>

(提案理由)

神石高原町と広島県との間における行政不服審査会事務の事務委託に関する規約を変更することに關し、同町と協議することについて、県議会の議決を求める。

県第一百三十号議案

当せん金付証票の発売総額について

当せん金付証票法（昭和二十二年法律第百四十四号）第四条第一項の規定により、令和五年度に発売できる当せん金付証票の発売総額について、次のとおり県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

令和五年度に発売できる当せん金付証票の発売総額は、次のとおりとする。
一六、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円以内

(提案理由)

令和五年度に発売できる当せん金付証票の上限額を定めるため、県議会の議決を求める。

県第百三十一号議案

有料道路の事業内容の変更の同意について

広島県道路公社から道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第十六条第一項の規定により、安芸灘大橋有料道路の事業内容を変更することについて同意を求められたので、次のとおり同意することについて、同条第二項の規定により、県議会の議決を求める。

令和四年十一月七日提出

広島県知事 湯崎英彦

安芸灘大橋有料道路の事業内容の一部を次のとおり変更することについて同意する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定を同表の変更後の欄に掲げる規定に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
六 (略)	六 (略)

(注一) (略)
(注二) (略)

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、事前に本割引適用のための必要な身体障害者手帳又は療育手帳への必要事項の記載の手続がなされ、当該手帳に自動車登録番号又は車両番号が記載された次の自動車については、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。

なお、この障害者割引は平成十五年十二月一日から実施する。

ただし、平成十五年十一月三十日において、既に交付を受けている障害者有料道路通行料金割引証を提出する自動車は、平成十六年五月三十日までの間、従前のことおり、現金で徴収する料金の割引率を五割以下とする。

イ 割引を適用する自動車
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付されている療育手帳（以下「手帳」という。）に、

イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けている場合における当該保護者を除く。以下「身体障害者」という。）が、自ら運転する乗用自動車（自動車検査証の「用途」欄に乗用と記載

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の（一）又は（二）の要件を満たすものとして、広島県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続がなされた自動車（一）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車（営業用の自動車を除く。）で、広島県道路公社が別に定めるもの（二）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第五号）別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和四十八年九月二十七日発令第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に定める障害の程度に基づき広島県道路公社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれららの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、広島県道路公社が別に定めるもの（二）上記（一）又は（二）の要件を満たす自動車以外の自動車であつても、広島県道路公社が別に定めるものについては、広島県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。

割引率

現金で徴収する料金の割引率を五
十%以下とする。

されているもので、乗車定員十人以下のもの。（以下同じ。）、貨物自動車（自動車検査証の「用途」欄に貨物と記載されているもので、後部座席が設置され乗車定員が四人以上十人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が五百キログラム以下のもの。（以下同じ。）、特種用途自動車（自動車検査証の「用途」欄に特種と記載されているもののうち、「車体の形状」欄に車いす移動車、身体障害者輸送車又はヤンピング車と記載されているもので、乗車定員が十人以下のもの。（以下同じ。）又は「輪子」を超えるもの。（以下同じ。）で、当該身体障害者又はその親族等（配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等。（以下同じ。））が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該身体障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。身体障害者一人につき一台に限る。）。ただし、営業用の自動車（割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合以外であつて、自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」若しくは「使用者の氏名又は名称」欄に法人名が記載されているもの、自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に事業用と記載されているもの又は外見上営業のために使用していることが明らかであるもの等。（以下同じ。）を除く。）

（二）身体障害者福祉法第五条第四項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（十五歳未満の者につき、その保護者が身体障害者手帳の交付を受けているときは、当該十五歳未満の者のうち、次表の上欄に掲げる障害の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる

障害の区分	障害の程度
視覚障害	一級から三級までの各級及
業務用の自動車を除く。	

該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。又はこれらのがこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名又は名称「欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護しているもの。又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。又はこれらのがこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名又は名称「欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

等級（身体障害者福祉法施行規則（昭和二十五年厚生省令第十五号）別表第五号に定める障害の等級をいう。）に該当する障害を有する者及び同表の上欄に掲げる障害を二以上有し、その障害の総合の程度が同表の下欄に準ずる者、又は療育手帳制度要綱（昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより療育手帳の交付を受けている者のうち、障害の程度が「療育手帳制度の実施について」（昭和四十八年九月二十七日厚生省児童家庭局長七百二十五号厚生省児童家庭局長通知）の第三の1（）に規定する「重度」に該当する者（以下「重度障害者」という。）が乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車又は二輪自動車で、当該重度障害者若しくはその親族等が所有するものの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの又は割賦契約若しくは長期の賃貸借契約等により自動車を利用している場合であつて、自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者若しくはその親族等の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。又はこれらのがこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有するもの（自動車検査証の「所有者の氏名又は名称」欄に当該重度障害者を継続して日常的に介護している者の氏名が記載されているもの。重度障害者一人につき一台に限る。）ただし、営業用の自動車を除く。

		障害										四肢不自由		四肢不自由		四肢不自由	
		内部障害		心臓機能障害		脳機能障害		運動機能障害		四肢不自由		四肢不自由		四肢不自由		四肢不自由	
実施期日	八 広島県道路公社が別に定める日 から実施し、それまでの間は従前のとおりとする。 注) 広島県道路公社が別に定めるとは、「有料道路における障害者割引措置実施要領」をいう。	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	小腸機能障害	肝臓機能障害	心臓機能障害	脳機能障害	運動機能障害	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由	四肢不自由
(注二) — (注六)	(略)	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級、二級及び三級の1及び2	一級、二級及び三級の1及び2	一級及び二級の1及び2
(注二) — (注六)	(略)	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級から四級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級から三級	までの各級	一級、二級及び三級の1及び2	一級、二級及び三級の1及び2	一級、二級及び三級の1及び2

(提案理由)

広島県道路公社から安芸灘大橋有料道路の事業内容を変更することについて同意を求められたので、これに同意することについて、県議会の議決を求める。

